

介護保険負担限度額認定申請について

■ 申請に必要なもの

令和 8 年 8 月 1 日以降も負担限度額認定が必要な方は、下記の持ち物をお持ちいただき、令和 8 年 8 月 31 日までに清須市役所高齢福祉課窓口にて申請してください。

なお、7 月中に申請された場合については、8 月 1 日以降に随時郵送でお届けする対応となり、当日のお渡しができませんので、ご承知おきください。

● 本人が申請する場合

① 負担限度額認定申請書

② 本人及び本人の配偶者の預貯金等の額が確認できるもの（原本のみ）

預貯金の場合は貯金通帳、有価証券の場合は証券会社の口座残高など

※ 1 最新の所まで記帳をお願いします。職員が中身を確認した上でコピーをとらせていただきます。

※ 2 本人に配偶者がいる場合は配偶者の分も必要です。

③ 本人の個人番号が確認できるもの（写しでも可）

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

④ 本人の身元確認ができるもの（原本のみ）

個人番号カード、運転免許証など、顔写真付きのものであれば 1 点

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、医療保険の資格確認書など、顔写真のないものであれば 2 点

● 代理人(ご家族等)が申請する場合

① 負担限度額認定申請書

② 印鑑（認印）

③ 本人及び本人の配偶者の預貯金等の額が確認できるもの（原本のみ）

預貯金の場合は貯金通帳、有価証券の場合は証券会社の口座残高など

※ 1 最新の所まで記帳をお願いします。

※ 2 本人に配偶者がいる場合は配偶者の分も必要です。

④ 本人の個人番号が確認できるもの（写しでも可）

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

⑤ 代理人の身元確認ができるもの（原本のみ）

個人番号カード、運転免許証、居宅介護支援専門員証など、顔写真付きのものであれば 1 点

医療保険の資格確認書、年金手帳など、顔写真のないものであれば 2 点

⑥ 代理権の確認ができるもの（原本のみ）

委任状（本人の介護保険被保険者証をお持ちいただければ、それにより代理権のあるものとみなしますので委任状は不要です。）

■ 利用者負担段階と負担限度額

負担限度額認定の対象者及び各利用者負担段階の負担限度額（日額）は以下の表のとおりです。

利用者 負担段階	対 象 者	負担限度額(日額)		
		部 屋 代	食 費 (施設入所)	食 費 (ショートステイ)
第 1 段階	- 生活保護等を受給されている方 - 市町村民税世帯（※）非課税である老齢福祉年金を受給されている方	多床室	0 円	
		従来型個室	特養 380 円	
			特養以外 550 円	
		ユニット型個室の多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
第 2 段階	市町村民税世帯（※）非課税であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 82.65 万円以下の方	多床室	430 円	
		従来型個室	特養 480 円	
			特養以外 550 円	
		ユニット型個室の多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
第 3 段階 ①	市町村民税世帯（※）非課税であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 82.65 万円を超え、120 万円以下の方	多床室	430 円	
		従来型個室	特養 880 円	
			特養以外 1,370 円	
		ユニット型個室の多床室	1,370 円	
		ユニット型個室	1,370 円	
第3段階 ②	市町村民税世帯（※）非課税であって、年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 120 万円を超える方	多床室	530 円	
		従来型個室	特養 980 円	
			特養以外 1,470 円	
		ユニット型個室の多床室	1,470 円	
		ユニット型個室	1,470 円	

（※）世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。